



**自動車－燃料噴射ポンプの試験－
第2部：静的条件**

JIS D 3633-2 : 2007

(JSAE)

平成 19 年 4 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	二瓶 好正	東京理科大学
(委員)	飯塚 悅功	東京大学
	岩井 篤	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	大山 永昭	東京工業大学
	菊地 真	防衛医科大学校
	佐野 真理子	主婦連合会
	菅原 進一	東京理科大学
	田中 信義	キヤノン株式会社
	富田 育男	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	樋口 世喜夫	社団法人自動車技術会
	吹譯 正憲	社団法人電子情報技術産業協会
	前原 郷治	社団法人日本鉄鋼連盟
	宮入 裕夫	東京電機大学
	矢萩 強志	財団法人日本船舶技術研究協会
	若井 博雄	財団法人製品安全協会

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 19.4.20

官報公示：平成 19.4.20

原案作成者：社団法人自動車技術会

（〒102-0076 東京都千代田区五番町 10-2 五番町センタービル TEL 03-3262-8211）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 適用分野.....	1
3 引用規格.....	1
4 用語及び定義.....	2
5 記号及び単位.....	4
6 静的の要求事項.....	5
6.1 低圧試験油システム.....	5
6.2 高圧噴射システム.....	5
6.3 噴射量測定システム.....	5
7 製造業者が提供しなければならない情報.....	6
8 試験装置の仕様及び許容差.....	6
8.1 試験油の供給.....	6
8.2 試験油の温度.....	6
8.3 規定の噴射装置の圧力記録用補助圧力計.....	6
8.4 駆動軸速度計.....	6
8.5 ろ過.....	6
8.6 出力軸角度測定装置.....	7
8.7 試験油の加熱器.....	7
8.8 メスシリンダ（又は測定システム用としての他の形の容器）.....	7
8.9 供給管.....	7
8.10 噴射量測定システムの許容誤差.....	7
9 噴射量測定システムの受け入れ試験方法.....	7
9.1 試験の範囲.....	7
9.2 原則.....	8
9.3 試験手順.....	8
附属書 A（規定）試験装置の噴射量測定システムの形式試験及び現地試験のための試験方法.....	9
附属書 JA（参考）JISと対応する国際規格との対比表.....	23
解説.....	26

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人自動車技術会(JSAE)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS D 3634:1991**は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

JIS D 3633 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS D 3633-1 第1部：動的条件

JIS D 3633-2 第2部：静的条件

JIS D 3633-3 第3部：試験の適用及び手順

自動車－燃料噴射ポンプの試験－ 第2部：静的条件

Road vehicles－Fuel injection pump testing－Part 2: Static conditions

序文

この規格は、1983年に第1版として発行された ISO 4008-2 を基に作成した日本工業規格であるが、試験油及びその温度の規定などを我が国の実状に合わせるために、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

噴射ポンプ試験装置（以下、試験装置という。）は、JIS D 3633-1 に規定する動的条件を満足することのほかに、噴射ポンプへの校正用試験油（以下、試験油という。）を満足いく方法で供給し、制御することが必要となる。これによって噴射ポンプ製造業者の試験仕様に沿ってポンプを試験及び調整するために、許容値内で送油回路中の適切な条件を確立し、かつ、必要なすべての測定を行うことができる。

1 適用範囲

1.1 この規格は、噴射ポンプ製造業者の試験仕様書に従って、ある噴射ポンプを試験したときに、異なる試験装置を用いた場合にも、確実に同一の結果を得るために必要な要件及び特性だけを規定する。

1.2 この規格は、試験装置の測定装置の正確度に対する要件のほか、燃料噴射ポンプへの試験油の供給及びその制御要件並びに燃料噴射ポンプから吐出される試験油の回収についての要件を規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 4008-2:1983, Road vehicles－Fuel injection pump testing－Part 2: Static conditions (MOD)

なお、対応の程度を表す記号 (MOD) は、ISO/IEC Guide 21に基づき、修正していることを示す。

2 適用分野

2.1 この規格は、主として全負荷噴射量が $300 \text{ mm}^3/\text{ストローク}/\text{シリンダ}$ 以下のディーゼル機関用燃料噴射装置の調整に適した試験装置に適用する。

2.2 研究所、燃料噴射ポンプの製造業者、サービス拠点などの異なる用途に対しても試験装置の区別はない。

3 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの